

歴代寶案 校訂本 第八冊

目次

グラビア

教育長挨拶

目次

凡例

第二集

卷 九〇 (嘉慶四年～嘉慶五年)	1
卷 九一 (嘉慶五年)	61
卷 九二 (嘉慶六年)	131
卷 九三 (嘉慶六年～嘉慶七年)	173

卷 九四 (嘉慶七年) 231

卷 九五 (嘉慶八年) 313

卷 九六 (嘉慶八年) 347

卷 九七 (嘉慶九年) 375

卷 九八 (嘉慶九年) 399

卷 九九 (嘉慶十年) 439

卷 一〇〇 (嘉慶十一年) 475

卷 一〇一 (嘉慶十一年) 499

卷 一〇二 (嘉慶十二年) 531

卷 一〇三 (嘉慶十三年) 559

卷 一〇四 (嘉慶十三年) 595

解説 645

(付録) 校訂本第七冊・第八冊 参照資料一覧 653

凡 例

一、この校訂本『歴代寶案』は、同書第二集の現存する諸異本を校合し、第八冊に卷九〇〜一〇四（但し、欠巻となっている卷一〇三は九文書を復元）を収録したものである。
この凡例は、第八冊に適用する。

一、校合に使用した諸異本とその略称は次のようである。

鎌倉芳太郎氏影印本	鎌
旧沖縄県立図書館写本	県
台湾大学蔵写本	台
鄭良弼写本	鄭

これらの諸本（鄭良弼写本を除く）の存巻表は凡例の次に表示する。

一、校訂の底本は、原則として次のとおりである。

鎌倉芳太郎氏影印本

卷一〇〇・一〇一

旧沖縄県立図書館写本

卷九一・九七・九八・一〇二・一〇四

台湾大学蔵写本

卷九〇・九二・九三・九四・九五・九六・九九

いずれの場合も二丁を一ページ（上下二段組）に収める活字

本とした。

なお、欠巻となっている卷一〇三は、目録（乾・坤本）（校訂本第4冊解説参照）に照らし、鄭良弼写本および斉鯤・費錫章『統琉球国志略』を底本として、九文書を復元した。これについては校訂本第八冊本文末尾の解説で詳述する。

一、校合の原則は次のようである。

(1) 底本の体裁を保存するため、抬頭・欠字・空格等及び一丁の行数、一行の字数にいたるまでできるだけ底本に準じた。

(2) 一行の字数は抬頭を含めて十八字である。一行の字数が十八字を越えるものや、また十八字に満たないものは、いずれも字間を調整して行の移動を避け、また空格と区別できるようにした。

(3) 校異は原則として本文の当該文字あるいは底本の虫食・破損などで欠損する文字を示した□の右傍にページごとの注番号をつけ、依拠した諸本の略称と共に頭注に出した。

(4) 対応する文書または記事が、『明清史料』等に含まれる場合は、これを校合に使用し、それぞれの略称を用いて頭注に記した。

国立国会図書館蔵写本

国

明清史料庚編（中央研究院歴史語言研究所刊）

史料

清実録（中華書局）

清實

中国第一歴史檔案館蔵軍機処檔案

軍檔

清代中琉関係檔案選編(中華書局)

選

乾隆朝上諭檔(檔案出版社)

乾上

中国第一歴史檔案館蔵内閣題本

内題

清代中琉関係檔案續編(中華書局)

續編

請封表(法政大学沖繩文化研究所蔵)

請封

頒賜遺詔謝表(法政大学沖繩文化研究所蔵)

謝表

故宮博物院(台湾) 図書館蔵檔案史料(奏摺)

台故

故宮博物院(台湾) 図書館蔵檔案史料(上諭檔)

台上

故宮博物院(台湾) 図書館蔵史料(起居注)

台起

清代中琉関係檔案三編(中華書局)

三

中山世譜

世譜

齊鯤・費錫章『統琉球国志略』

齊

清代国琉球国王表奏文書選録(黄山書社)

表奏

- (5)校訂や校合に使用した諸本に存する文字の異同でも、一と壹、二と貳等の数字の類および並と併と并、實と寔、据と據、于と於、同と仝等の同義で使用されているものは、一々注記せずに底本の文字を採用した。また明らかな誤字(誤写)は注記を省いた。

- (6)底本の虫食・破損などで欠損する文字を諸異本に拠らず推定した場合は、頭注に「―カ」と注記した。

- (7)底本の誤字あるいは衍字と推定される場合は、当該文字の右横に注番号を付し、頭注に「―ノ誤カ」あるいは「衍字カ」

と注記した。又脱字と推定される場合は、当該箇所*印と注番号を付し、頭注に「―ヲ脱カ」と注記した。

- (8)錯簡・欠字・挿入についても、当該箇所に※印を付し、注記した。

- (9)底本に存する誤字で頻出するものは、一々注記せずに訂正した。例えば、巳と己と巳、未と末、辦と辨と辦、紬と細、蓬と篷、入と人と八、由と田、木偏と手偏等を誤用(混用)する類である。

一、字体については、原則として正字体に統一した。

- (1)避諱については、底本通りとした。ただし闕筆は、基本的には採用しなかった。

- (2)人名の俗字・異体字については、底本に拠ったが、同一人物で二種の字体がみられる場合は、混同を避けるため、正字体を採用した。

- 一、各文書の最初に文書番号を付した。二一九〇―一は第二集第九〇巻の第一号文書を示す番号で、以下同様にして二一一〇四―三一までである。

なお、『歴代寶案』の本文以外に、上奏文等が付帯している文書については、それぞれの文の右上に(本文)・(付文)と表示した。また、本文部分に付帯文書に言及した箇所が明示されている場合は、当該箇所の右側に※印をつけ、頭注に「本文書の付文を指す」と注記した。

一、各巻冒頭の巻数・収録年代等の表示は旧沖縄県立図書館写本と台湾大学蔵写本の内題に基づき、全巻について復元して活字にした(校訂本第三冊グラビア写真参照)。ただし表示された収録年代で、本文の収録文書の年代と誤差のあるものについては訂正した。

一、第八冊の本文の後に、第七冊、第八冊についての解説を付した。

一、解説のあとに第七冊、第八冊それぞれの参照資料一覧を付した。

一、本冊の校訂は濱下武志氏が担当し、古市大輔・黨武彦・林正子の三氏の協力を得た。

一、本冊の底本に使用した鎌倉芳太郎氏影印本、旧沖縄県立図書館写本、台湾大学蔵写本を所蔵する沖縄県立芸術大学付属図書館・芸術資料館、那覇市立図書館、台湾大学図書館をはじめ、校合に使用した資料を所蔵する国立国会図書館、法政大学沖縄文化研究所、中国第一歴史檔案館、故宮博物院(台湾)図書館等の御協力に対し、深く感謝の意を表すものである。

一、この校訂本に基づいた訳注本は続いて刊行される。

『歴代寶案』校訂本 第7冊・第8冊存巻表

(第7冊)

巻数	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
収録年代	起乾隆五三 至乾隆五四	起乾隆五五 至乾隆五六	起乾隆五五 至乾隆五七	起乾隆五六 至乾隆五八	起乾隆五七 至乾隆五九	乾隆五七	起乾隆五八 至乾隆五九	乾隆五九	起乾隆六〇 至嘉慶元年	起乾隆六〇 至嘉慶二年	嘉慶元年	嘉慶二年	嘉慶三年	嘉慶三年	嘉慶四年
鎌							欠								
県	◎	◎	◎					◎							
台	○	○	○	◎	◎	◎		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
文書件数	24	15	23	12	19	10		19	19	14	31	9	20	27	11

(第8冊)

巻数	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104
収録年代	起嘉慶四 至嘉慶五	嘉慶五	嘉慶六	起嘉慶六 至嘉慶七	嘉慶七	嘉慶八	嘉慶八	嘉慶九	嘉慶九	嘉慶十	嘉慶十一	嘉慶十一	嘉慶十二	嘉慶十三	嘉慶十三
鎌											◎	◎		※	
県		◎						◎	◎			○	◎	欠	◎
台	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	卷	○
文書件数	23	38	13	23	30	11	10	6	23	13	16	18	12	9	31

※9文書を復元（凡例及び解説参照）

(1) ◎印は底本である。

(2) 校訂本第7冊存巻表の第8冊収録年代等については、ここで上記のように訂正する。